



進路だより

No. 2

R7. 5 月

福祉制度が変わります

5月7日付で、右にあるようなお知らせが和歌山県教育委員会から配付されました。

【以下のことについては、変更ありません】

◎進路先として、就労継続支援 A 型・B 型、就労移行支援事業所等を利用する場合

福祉サービスのため、サービス利用計画をたてていただく必要があります。そのため、**相談支援事業所とつながっておく必要があります。**

【アセスメントに関しては、変更があります】

≪ 高等部 3 年生 ≫ 就労継続支援 B 型利用する場合、就労アセスメントが必要

≪ 高等部 2 年生以下 ≫ **就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型、B 型**を利用する場合、アセスメントが必要になる可能性があります

※アセスメントは、就労に関する強み・弱みを事業所等で把握するサービスです

※赤字は主な変更点

詳細は未定ですが、アセスメントが必要な生徒は増加する予定です。
今後、詳細がわかりましたら、進路だより等でお知らせします。

まだ詳細についてお知らせはありませんが、早めに相談支援事業所にご相談することをお願いします。

- | | | | |
|------------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|
| ① 相談支援事業所ヤマックス | 073-451-5471 (073-414-2943) | ② 相談支援事業所さくら | 073-488-8016 (073-488-8037) |
| ③ 麦の郷和歌山生活支援センター | 073-423-2267 (073-488-6311) | ④ 相談支援事業所シャローム | 073-425-2406 (073-426-1044) |
| ⑤ 相談支援事業所りん | 073-479-3128 (073-479-3130) | ⑥ 地域活動支援センター櫻 | 073-444-2468 (073-446-6607) |

※和歌山市ホームページに相談支援事業所について、掲載されています。

速報版
新しい障害福祉サービス「就労選択支援」が
令和7年10月1日にスタートします。

就労選択支援は、障害のある方本人が、状況把握（アセスメント）の結果をもとに自分の希望や強みを生かした働き方や就労支援サービスを選択できるようサポートをする障害福祉サービスです。

Q.対象はだれなの？
A. 将来、就労継続支援サービスを利用する意向のある方が対象になります。
✓ 就労移行支援の利用は、障害のある方が決定されています。また、就労継続支援B型事業所の利用申請を検討している方を対象に、R7年10月1日から導入されます。
✓ 特別支援学校高等部生も就労移行支援を利用することができます。また、高等部3年生以下の学生への利用も可能です。（必要に応じて職業訓練の活用も）
※就労移行支援サービス＝就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

Q.これまでと何が違うの？
A. アセスメントの目的や実施態様が異なります。
✓ これまでは、就労移行支援サービスへの利用にあたって、事業所等で、アセスメントを受けていました。
✓ これからは、「就労選択支援事業所」が、アセスメントを行い、本人が自分に合った働き方やサービスの選択ができるようサポートする役割を担います。

Q.手続きはどうなるの？
A. 生徒を含むご家庭において市町村障害福祉担当課での利用申請が必要です。
✓ 障害福祉サービスの利用に必要な計画的な「計画相談支援事業所」が作成機関となりますので、申請に当たっておく必要があります。
✓ 利用申請の計画相談に関するご質問は、お住まいの市町村障害福祉担当課にご相談ください。

Q.学校での取組は？
A. この制度を使って提供されたアセスメント結果などについては、生徒の進路指導においても積極的に活用していきたいと考えています。

就労選択支援についての詳細は、現在(4月25日時点)、厚生労働省及び文部科学省からの通知待ちのため、通知が来次第、改めてお知らせします。
和歌山県教育委員会 和歌山県